

消費税軽減税率・インボイスコールセンター

(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



飲食料品に係る消費税率の引下げや軽減税率制度、インボイス制度に関する一般的なご質問・ご相談をフリーダイヤルで受け付けています。

※ 上記に関する一般的なご質問やご相談以外のお問合せ先は、[こちら](#)でご確認ください。

電話番号

0120-205-553

入電後は音声ガイダンスに沿って相談する内容の番号を選択してください。

「1」

飲食料品の税率の引下げや、軽減税率制度に関するお問合せ

「2」

インボイス制度の申請書や届出書の記載方法等に関するお問合せ

「3」

インボイス制度の概要や2割特例に関するお問合せ

「4」

そのほかのインボイス制度に関するお問合せ

受付時間

9:00～17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

○ 消費税に関する一般的なご相談（制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など）については、各国税局に設置する「[電話相談センター](#)」において、国税局の職員がお答えしています。

電話相談を希望される方は、「[0570-00-5901 \(国税相談専用ダイヤル\)](#)」にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って相談する内容の番号を選択してください。

○ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方については、「[所轄の税務署](#)」において面接にて相談をお受けしています。

面接相談を希望される方は、あらかじめ「[所轄の税務署](#)」に電話（音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。）により面接日時等をご予約いただくようお願いします。

飲食料品に係る消費税率の引下げや軽減税率制度、インボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページの「[消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式 \(インボイス制度\)](#)」をご覧ください。 ※右のコードからもご覧になれます。



相談内容	相談・問合せ先	具体例
飲食料品の税率の引下げ や軽減税率制度・インボ イス制度に関する <u>一般的</u> なご質問やご相談	<u>消費税軽減税率・ インボイスコールセンター</u> 0120-205-553 ※フリーダイヤルがご利用になれない場合は、所轄の税務 署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「 1 」を選 択してください（電話相談センターにつながります。）。	○飲食料品に係る消費税率の引下げに関すること ○軽減税率の対象品目についての一般的な考え方 ○インボイス制度に関する申請書や届出書の記載方法等 ○その他、パンフレットや手引き、Q&Aに基づく回答を前提 とするもの
<u>インボイス発行事業者に 登録済みの方の登録番号 の確認</u> や <u>処理状況の確認</u> についてのお問合せ	<u>各国税局インボイス登録センター</u> ※管轄の国税局により異なりますので、 <u>登録センター案内 ページ</u> 内でお問合せ先をご確認ください。	○申請書等の処理状況の確認 ○既に発行済みの登録番号の確認
消費税に関する一般的 なご質問やご相談	<u>電話相談センター</u> 0570-00-5901 (国税相談専用ダイヤル) 又は 所轄税務署 ※ ※音声ガイダンスに沿って「 1 」を選択してください	○制度や法令等の解釈・適用についてのご相談 ○手続案内など
<u>e-Tax</u> によりインボイス 発行事業者の登録申請手 続を行う場合の操作方法 についてのお問合せ	<u>e-Tax・作成コーナーヘルプデスク</u> 0570-01-5901 又は 03-5638-5171	○e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法 ○送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問合せ
飲食料品の税率の引下げ や軽減税率制度・インボ イス制度に関する <u>個別的</u> なご質問やご相談	<u>所轄税務署</u> ※ ※音声ガイダンスに沿って「 2 」を選択してください	○個々の取引形態・個別具体的な事実関係に応じたご相談など の個別相談 ○関係書類等により具体的な事実関係等を確認する必要がある ご相談